

テ、壯力口ノ厚サ三四寸計ノ大丈夫筒ヲ上シトゾ、或時丹後法令ヲ出サル、小歌、尺八、男色等禁制トアル處ニ墨ヲ引タリ、丹州怒テ仕手兩人ヲ以殺サシム、梅田城ノ縁端ニ何心ナク立タルヲ、一人ヨリテ短刀ニテサス、梅田不騒捕テ引ヨスルヲ、又一人コレヲ刺ス、兩人ヲ左右ノ脇ニハサミ、二十間餘ノ縁ヲ走リ出ル、其内ニクリ付テ殺シタリ丹州其脅力ヲ惜ミシトナリ、

〔奥州波奈志〕砂三十郎

鐵山公と申せし國主の御代には、ちから持といはれし人も、かれ是有し中に、砂三十郎と云し士、男ぶりよく、大力にて、ちえうすく、みづから力にはこりて大酒なりしが、酒に酔て歸る時には、夜中通りかゝり次第に辻番所を引かへすが得手物にて、度々のことなりし、寺にいたりては、つきがねをはづしてこまらせなど大の徒人也。略申 其ころ清水左覺と云し人も、大男に大力成しが、おとなしき人にて、更にいたづらはせざりしが、三十郎と常に力をあらそひてたのしみしとぞ、左覺三十郎にむかひ、その方力自まんせらるれど、尻の力は我にまさらじ、先こ、ろみよとて、尻のわれめに石をはさみて、三十郎にぬかせしに、抜かねて有しとぞ、左覺は我おもふ所に、一身のちからを集ることを得手たりし、

〔新著聞集七烈〕強力重く擔ひ、耳力得金、

勢州松坂の鎌田又八江戸本町より、國許へ上るとして、のり掛ものとして、小田原に至るに、町人の荷物は増駄賃なくては馬出さじと云、又八略申 同道の者の荷物とり合せ、其外品々をゆひつけ、蒲團張二筋もて輕々と負たり、馬子どもおどろき、よしや力まさりてかくはする共、嶮難の所にかかりなば、かなふまじきぞ、その時おもふ程駄賃とらんとて、馬の轡をひき、跡につき行ほどに、いつしか峰に至りしかば、人々あきれはて人間の所爲にはあらじと恐れしとなり、又江戸にありし時、幅一間に奥へ三尺の戸棚をこしらへ、太き緒綱と一握ある栎の棒をそへをきし、明暦三年